令和８年（フ）第８２号
千葉県茂原市野牛424番地７
債務者　石井　達弥
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第８６１号
川崎市麻生区千代ケ丘６丁目11番地７　ベルジェ新百合ヶ丘　201
債務者　森　　幸子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８７２号
川崎市麻生区南黒川２番７―202号
債務者　清原洸太朗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２４号
新潟市中央区女池２丁目２番35号　松籟荘Ｃ―201号
債務者　稲葉みどり
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２７号
新潟市中央区東湊町通１ノ町2587番地
債務者　荒木　良男
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５３２号
新潟市秋葉区中野２丁目12番13号　ドリームハイツ202号
債務者　鷲澤美奈子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９８号
長野県北安曇郡松川村5721番地1576
債務者　瀧上　月乃
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０７号
長野県塩尻市大字広丘高出1547番地５　フルール高出301
債務者　佐々木千恵美（旧姓五味）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１３２号
岐阜県大垣市楽田町７丁目53番地１　みかさ23号
債務者　石神　秀教
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
岐阜県大垣市河間町１丁目27番地２
債務者　中川美津子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第６０８号
静岡市駿河区西脇800番地の１、旧住所静岡市駿河区小鹿１丁目64番25号
債務者　末高　　潤（旧姓芹澤）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９５号
静岡県伊東市大原１丁目７番41号　ハイツカンパネラ202号、前住所静岡県伊東市鎌田999番地の２　城平住宅Ｇ棟202号
債務者　田畑　水絵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
三重県鈴鹿市算所二丁目７番８号　グランメール勝田603号室
債務者　広瀬　　誠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６５５号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目13番20号　明月荘西棟　103号、前住所大阪市城東区諏訪４丁目24番３―404号
債務者　松尾　盟子（旧姓山之口）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９３号
奈良市宝来１丁目９番18―202号
債務者　室田　新次
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１８号
奈良市千代ヶ丘二丁目３番地の１　滝の峯荘
債務者　中尾　文彦
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２３号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目28番17―302号
債務者　宮本　明美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所破産係